


目次

募集 

いばらき女性活躍・働き方応援協議会会員募集.....	2~3
働き方改革優良（推進）認定企業の募集.....	4~5
茨城県ITパスポート等取得支援補助金のご案内.....	6~7
令和6年度「県立産業技術専門学院」入学生募集.....	8
障害者向け公共職業訓練「実践能力習得訓練コース」にご協力いただける企業募集.....	9
令和5年度元気いばらき就職面接会のご案内.....	10
障害者雇用優良企業の募集.....	11~12

ご案内 

茨城県最低賃金改定のお知らせ.....	13
11月はいばらき働き方改革推進月間です！.....	14
「あなたにエール！～いばらき女性活躍・働き方応援ポータルサイト～」のご案内.....	15~16
いばらき労働相談センターのご案内.....	17
悩みは一人で背負わないで（茨城カウンセリングセンター）.....	18
勤労者のための生活資金融資制度のご活用を！.....	19
障害者雇用推進アドバイザーについて.....	20~21

お知らせ 

[労働局から]	
「財形貯蓄」を導入して、福利厚生を充実させませんか？（中小企業事業者の皆様へ）.....	22
11月は労働保険未手続事業一掃強化期間です.....	23
茨城県最低賃金の改正決定.....	24
11月は「しわ寄せ防止キャンペーン期間」です.....	25~26
ハロートレーニングの活用について.....	27
職場のトラブル解決サポートします！（総合労働相談コーナー）.....	28
11月に「過重労働解消キャンペーン」を実施します！.....	29~32
過労死等防止対策推進シンポジウムを開催します！.....	33
男性の育児休業について.....	34~35
改正職業安定法（求人不受理）について.....	36~37
労働施策総合推進法（ハラスメント対策お役立ち情報）.....	38
障害者の法定雇用率引き上げについて.....	39

[労働委員会から]	
労働委員会の窓から.....	40~41

いばらき女性活躍・働き方応援協議会

女性活躍・働き方改革に取り組む

会員企業を募集します。

対象：県内の企業・事業所



茨城県では、企業、関係団体、行政が一体となって誰もが多様な働き方を実現できる環境づくりを進めるとともに、働きがいを実感できる職場環境や、女性が輝く社会の実現を目指して「いばらき女性活躍・働き方応援協議会」を運営しています。

いばらき女性活躍
働き方応援協議会

本協議会の趣旨に賛同いただける企業の皆様からのご応募をお待ちしています。

会員登録のメリット

会費
無料

- 女性活躍・働き方改革に取り組む企業として、ロゴマークをホームページや名刺などに利用することができます。
- 「女性活躍」や「働き方改革」に関する法律改正や、各種助成金、研修会などの情報を毎月メールマガジンでお知らせします。
- 女性の登用に積極的な企業を「女性リーダー登用先進企業」として表彰しています。

(事務局)

茨城県産業戦略部労働政策課 労働経済・福祉グループ
TEL / 029-301-3635 FAX / 029-301-3649
Mail / rosei1@pref.ibaraki.lg.jp

※協議会の詳細・会員申込書のダウンロードはこちらよりお願いします。
「あなたにエール!いばらき女性活躍・働き方応援ポータルサイト」
<https://yell.pref.ibaraki.jp/>



いばらき女性活躍・働き方応援協議会 会員申込書

●基本情報

団体／企業名	フリガナ			
代表者の役職名・氏名	フリガナ			
主要業種	<input type="checkbox"/> 鉱業 <input type="checkbox"/> 情報通信業 <input type="checkbox"/> 不動産業 <input type="checkbox"/> サービス業	<input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 運輸業 <input type="checkbox"/> 飲食店、宿泊業 <input type="checkbox"/> 団体	<input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 卸売、小売業 <input type="checkbox"/> 医療、福祉 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 電気・ガス・熱供給・水道業 <input type="checkbox"/> 金融・保険業 <input type="checkbox"/> 教育、学習支援事業
全従業員数	正社員	人	パート勤務者等	人
(うち女性従業員数)	(正社員	人	パート勤務者等	人)
所在地	フリガナ			
	〒			

●ご担当者

所属(部課)名・ 役職名・氏名	フリガナ			
TEL・FAX・E-mail	TEL	FAX	E-mail	

●女性活躍推進状況の「見える化」項目

項目	実績値
管理職（課長相当職以上）の女性割合 ※管理職数に占める女性の割合 (女性の管理職人数÷男女合わせた管理職の人数)	% (年 月時点) (人中 人)
社員一人当たりの月平均残業時間（1年間）	時間 (年 月時点)
男性社員の育児休業等取得率（1年間） ※配偶者が出産した男性社員数に占める育児休業等 取得者の割合（育児休業等を取得した男性社員÷ 配偶者が出産した男性社員）	% (年 月時点) (人中 人)

●女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定の有無(※)

<input type="checkbox"/> 策定している	<input type="checkbox"/> 策定していない
---------------------------------	----------------------------------

◎策定している場合は、会員申込書と併せて下記提出先までご提出をお願いします。

※企業の女性活躍に関する数値目標や目標達成のための取組を定めるもので、常時雇用する従業員が101人以上の企業は策定が義務(100人以下は努力義務)となっており、策定企業は茨城労働局への届出が必要です。(100人以下の企業は、策定の有無に関わらずお申込みいただけます。)

●提出先：いばらき女性活躍・働き方応援協議会事務局（茨城県産業戦略部労働政策課内）

E-mail：rosei1@pref.ibaraki.lg.jp

●アンケート

本協議会は何で知りましたか？（複数回答可） <input type="checkbox"/> チラシ <input type="checkbox"/> 県ポータルサイト <input type="checkbox"/> ラジオ <input type="checkbox"/> その他 ()

■基本情報の一部・「見える」化項目・行動計画は、県ポータルサイト内で公開します。

(県ポータルサイト) https://yell.pref.ibaraki.jp/council/member_company.html

■企業情報および個人情報の取扱について

本申込書に記載いただく企業情報および個人情報は、公表する項目を除き、本協議会に関するご連絡等に使用し、ご本人の承諾がない限り、その他の目的以外での使用・事務局以外の第三者への提供をすることはありません。

茨城県働き方改革優良（推進）企業を募集します



自分らしく働くワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現のため、多様な働き方や業務効率化などの働き方改革に取り組み、「働き方改革優良企業」の認定を目指してみませんか。

概要

「あなたにエール！いばらき女性活躍・働き方応援ポータルサイト」で検索！

■受付期間：通年 ※認定は、随時行います。

■対象要件：

- ・茨城県内に本社、本店又は事業所等を置く企業（個人、団体を含む）であること
- ・茨城県が実施する「いばらき女性活躍・働き方応援協議会」への会員登録がなされていること

■主な審査項目：

- ・時差出勤やテレワークなど多様な働き方を実現する制度があるか
- ・業務の効率化や生産性の向上に取り組んでいるか
- ・労働時間数、年次有給休暇の取得率、離職率などの数値が優れているか



推進企業

多様な働き方、業務効率化、多様な人材の活用など、働き方改革に向けて一定の取り組みを行っている企業【メリット】

- ・「あなたにエール！いばらき女性活躍・働き方応援ポータルサイト」（以下「ポータルサイト」とする）で推進企業として公表します。
- ・茨城県の建設工事の入札参加資格者名簿作成の際の加点項目として取り扱われています。
- ・県物品調達入札参加資格者の名簿作成の際の加点項目として取り扱われています。

優良企業

上記、推進企業の条件を満たし、所定外労働時間数、年次有給休暇取得率、離職率など、一定の数値基準を達成した企業【メリット】

- ・「ポータルサイト」で優良企業として公表します。
- ・県が運営する求人サイト「いばらき就職チャレンジナビ」で優良企業の特集ページで紹介します。
- ・県が主催する就職面接会などの企業選定の際に優遇します。
- ・特に優れた取組について、セミナーなどの場において、県が積極的にPRします。
- ・茨城県の建設工事の入札参加資格者名簿作成の際の加点項目として取り扱われています。
- ・県物品調達入札参加資格者の名簿作成の際の加点項目として取り扱われています。

認定の流れ・申請方法など詳細は裏面へ→

貴社の働き方改革への取組をアピールするチャンス!

認定の流れ

- 「いばらき女性活躍・働き方応援協議会」の会員登録

※詳細は、「申請方法」に記載の「ポータルサイト」をご参照ください。

- 認定基準達成状況表（様式第2号）のチェック表の該当する箇所をチェック

★認定基準達成状況表のチェック表1～5の項目で、基準点をクリア

➡ 推進企業認定

★推進企業の基準を満たし、認定基準達成状況表のチェック表1～10の項目で、基準点をクリア

➡ 優良企業認定

- 申請書類を提出 ※詳細は、「申請方法」および「提出先」の項目をご参照ください。

- 認定申請書を受理後、認定基準を満たしていると認められる企業に対し、認定証を交付

※審査に必要な情報の聞き取りや現地調査、資料の提出を求めることがあります。

- 認定証を交付した企業は、以下の内容を「ポータルサイト」等で公表

①:認定企業の名称、所在地 ②:働き方改革の取組内容 等

- 認定の有効期間は、認定日から起算して2年間

※期間満了後に認定更新を希望する場合は、更新に関する申請書類の提出が必要となります。

※企業等の所在地・名称に変更があった場合には、変更届出書の提出が必要となります。

申請方法

- 下記申請書類を作成の上、ご提出ください。

①:茨城県働き方改革優良（推進）企業認定申請書（様式第1号）

②:茨城県働き方改革優良（推進）企業認定基準達成状況表（様式第2号）

③:誓約書（様式第3号）

- 申請書は、ポータルサイト（下記URL）よりダウンロードしてください。

<https://yell.pref.ibaraki.jp/work-style-reform/certification.html>

※「いばらき女性活躍・働き方応援協議会」の会員登録がお済みでない場合は、別途、県労働政策課あて手続きが必要です。

※申請書類に記載いただいた情報は、当認定制度の審査および関連する事業以外では使用いたしません。

提出先・問い合わせ先

茨城県産業戦略部労働政策課 労働経済・福祉担当

〒310-8555 水戸市笠原町978番6 県庁舎16階

TEL/029-301-3635 FAX/029-301-3649 E-mail/rosei1@pref.ibaraki.lg.jp

※提出方法はメール申請のみとなります。

ITパスポートで 広がる可能性 未来は新たなステージへ

茨城県では、すべての企業人が身につけるべきデジタルリテラシーの習得を図り、DX進展下において企業の生産性向上や成長産業・分野への労働移動を促進するため、従業員のリスティングに取り組む企業等に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

補助金の活用を検討される場合は、**募集要領**及び**補助要項**を必ずご確認ください。



茨城県 ITパスポート等 取得支援補助金

補助金応募締切日

第1回 締切 令和5年10月31日(火)

第2回 締切 令和5年12月28日(木)

第3回 締切 令和6年2月29日(木)

対象検定試験

※応募者多数の場合は、先着順により交付決定を行います。 ※申請額が予算を超えた時点で、申請受付を終了することがあります。
※補助金の申請は、申請対象者の合格を確認したうえで書類を作成し、手続きを行ってください。(合格確定前の申請は受付できません)

ITパスポート試験 | DS検定® | G検定



補助対象者／補助対象事業／補助対象経費・補助率等／応募先・応募方法について詳しくは裏面をご覧ください

お問い合わせ先

〒310-8555 水戸市笠原町978番6 茨城県産業戦略部産業人材育成課 人材育成グループ

Tel.029-301-3653 E-mail ▶ rousei4@pref.ibaraki.lg.jp

茨城県ITパスポート等取得支援補助金ホームページ <https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/shokorodo/sanjin/itpassport.html>



《補助対象者》

補助金の対象となる事業者は以下のいずれかに該当する者です。

- ▶茨城県内に本社、本店、支店又は事業所を有するもの(個人事業主を除く)
- ▶普通法人、公益法人等、協同組合等またはこれらの代表者が加入する茨城県内に設置された経済団体、経営団体、産業支援団体等

※補助事業終了後も引き続き1年以上茨城県内に活動拠点を有し、事業活動を継続する予定であること

※県税に未納がないこと

《補助対象事業》

補助対象となる県内企業等が、茨城県内に勤務する従業員等に対し、次の検定試験を受験するために必要な経費又は資格手当を交付する事業を新たに実施する場合、その事業に要した費用の一部を補助する事業です。

ITパスポート試験

DS検定®

G検定

※合格した場合に限る

※補助対象事業について、教育訓練給付制度等、国、地方公共団体その他の機関から別途補助金を受けている場合は補助対象外とする

※対象となる従業員等とは、正社員だけでなく契約社員や出向者、パートタイム労働者、アルバイト、技能実習生も対象。さらに、法人の履歴事項全部証明書に登記されている役員も対象。

※上記の3検定は、それぞれ次の領域の基礎的な知識の習得を証明するもの
ITパスポート試験:IT・ソフトウェア領域、DS検定®:数理・データサイエンス領域、
G検定:AI・ディープラーニング検定

詳しくは、県ホームページをご覧ください。



補助率

10/10

ただし、補助事業者が大企業に該当する場合は 1/2

《補助対象経費・補助率等》

経費区分

内容・補助限度額

1 試験受験料

補助事業者が茨城県内に勤務する従業員等の試験(「対象検定試験」に掲げる試験をいう。以下同じ。)の受験のために、各試験実施主体に対して支払った受験手数料(従業員等が自ら受験手数料を負担した場合に、補助事業者が当該従業員等に対してその全部又は一部を支払った場合を含む。)ただし、従業員等1名につき、試験ごとに、次の金額を上限とする。

- ▶ITパスポート試験 7,500円
- ▶DS検定® 11,000円
- ▶G検定 13,200円

2 対策講座受講料等

補助事業者が茨城県内に勤務する従業員等の試験の対策のために試験対策講座提供事業者に対して支払った受講料又は参考図書の購入に要した経費(従業員等が自ら受講料又は図書購入費を負担した場合に、補助事業者が当該従業員等に対してその全部又は一部を支払った場合を含む。)ただし、従業員等1名につき、試験ごとに、1講座又は図書1冊に限るものとし、次の金額を上限とする。

- ▶ITパスポート試験 20,000円
- ▶DS検定® 40,000円
- ▶G検定 60,000円

3 資格手当

補助事業者が、茨城県内に勤務する従業員等に対し、試験に合格したことを条件として支払った資格手当、奨励金又は資格補助金等
ただし、従業員等1名につき、試験ごとに、次の金額を上限とする。

- ▶ITパスポート試験 27,500円
- ▶DS検定® 51,000円
- ▶G検定 73,200円

(注1)「①試験受験料」と「②対策講座等受講料」は同一の従業員等で供給可能。また、同一の従業員等が複数の試験に合格した場合、供給可能。それ以外の場合は、供給は認められない。
(注2)当該補助事業について、教育訓練給付制度等、国、地方公共団体その他の機関から別途補助金を受けている場合は、補助対象外とする。
(注3)補助対象経費は、いずれも他の経理と明確に区分できるものに限る。

応募先
応募方法



申請フォーム

いばらき電子申請・届出サービス

https://apply.e-tumo.jp/pref-ibaraki-u/offer/offerList_initDisplay

届出サービス内で **補助金** 検索



郵送

※簡易書留等の送達過程の記録が残るもの



〒310-8555 水戸市笠原町978番6

茨城県産業戦略部産業人材育成課 人材育成グループ

令和6年度 県立産業技術専門学院入学生募集！

来年度の県立産業技術専門学院の入学生を募集します！

産業技術専門学院では、企業の即戦力となるものづくり技能者を育成するため、少人数制のクラス指導によるきめ細やかな訓練を行っています。

高校の普通科出身の方や女子生徒も安心して学べます。

また、授業料が安いうえ、効率的に就職に有利な複数の資格も取得できるので、就職に強く、毎年、ほとんどの修了生が正社員として就職しています。(2022年度就職率98.5%)

多くの皆様のご応募をお待ちしております！



ハロートレーニング
急がば学べ
ハロートレくんは、ハロートレーニング
(公的職業訓練)の公認ロゴマークです



YouTube で PR 動画を公開しています！

URL <https://www.youtube.com/watch?v=6DGCzEK-rS4>

◆募集内容

募集施設	訓練期間	募集訓練科	募集定員
産業技術短期大学校併設水戸産業技術専門学院 水戸市下大野町 6342 (TEL:029-269-2160)	2年	自動車整備科	20名
		建築システム科	25名
	1年	電気工事科	20名
日立産業技術専門学院 日立市西成沢町 3-9-1 (TEL:0294-35-6449)	1年	金属加工科	20名
		機械加工科	15名
鹿島産業技術専門学院 鹿嶋市大字林 572-1 (TEL:0299-69-1171)	2年	プラント保守科	20名
	1年	生産CAD科(短期)	15名
土浦産業技術専門学院 土浦市中村西根番外 50-179 (TEL:029-841-3551)	2年	機械技術科	20名
		自動車整備科	20名
		コンピュータ制御科	20名
	1年	IT技術科(短期)	20名
筑西産業技術専門学院 筑西市玉戸 1336-54 (TEL:0296-24-1714)	2年	機械システム科	20名
		電気工事科	20名
	1年	金属加工科(短期)	15名

◆選考試験日程等

一般入学者選考試験 B日程	
受付期間	令和5年11月9日(木)~11月29日(水)
選考試験日	令和5年12月6日(水)
合格発表日	令和5年12月13日(水)
試験場所	入学を希望する産業技術専門学院

※(短期)短期課程の試験日程は、学院ごとに異なりますので、詳しくは各産業技術専門学院にお問い合わせください。

※詳しくは各学院の募集要項でご確認ください。茨城県産業戦略部産業人材育成課(TEL:029-301-3653)のホームページでもご覧いただけます。

随時募集中

企業・事業所の皆様へ



障害者の職業訓練にご協力いただける 企業、事業所等を募集しております！！

- ◆ 県では、企業等に委託し、求職中の障害者向けの職業訓練「実践能力習得訓練コース」を実施しております。
- ◆ この訓練コースは、企業等の職場を活用して実施するもので、実際のお仕事を教えていただくことで就労に必要となる実践的な知識・技能を障害者に身に付けていただく内容となっております。
- ◆ 県に配置する「障害者職業訓練コーディネーター」が、訓練科目設定のご相談から訓練修了まで、継続して訓練受講生と委託先企業等をサポートします。
- ◆ 一般就労を希望する障害者に対する支援策であるとともに、企業等に対しては訓練中の指導を通じて障害者雇用に対する不安を取り除いていただくための支援策でもありますので、障害者雇用を検討されている企業等の皆様に積極的にご活用いただきたい訓練コースです。

【訓練概要】

- 委託料 県から御社へ委託料をお支払いします。
〔金額〕訓練受講生1人当たり 上限月額 66,000円(税込)
(※)中小企業の場合は 上限月額 99,000円(税込)
- 訓練期間 1カ月(訓練の標準時間100時間/月)
- 訓練人数 1名から実施可能
- 募集期間 随時募集
- 訓練科目 訓練受講生・企業等のご要望に応じた訓練科目を設定
- その他 訓練であるため、訓練受講生に対する賃金等の支払いは不要です。
(※)中小企業の要件はお問い合わせください。

【問い合わせ先】

茨城県 産業戦略部 産業人材育成課 技能振興グループ
電話:029-301-3656(直通)

～ 茨城で働こう！君にぴったりの会社がここにある！～

令和5年度「元気いばらき就職面接会」を開催します！

令和5年度元気いばらき就職面接会を開催します。

県内事業所を10～20社程度集め、求職者は企業から求人の説明や面接を受けられます。

求職者の参加無料、予約不要です。参加を希望される方は県のホームページをご確認ください。

記

1 開催日・場所

日付	開催場所	所管
令和5年11月8日(水)	行方市	鹿行地区就職支援センター (0291-34-2061)
11月17日(金)	日立市	日立地区就職支援センター (0294-27-7172)
11月28日(火)	筑西市	県西地区就職支援センター (0296-23-3811)
令和6年1月25日(木)	土浦市	県南地区就職支援センター (029-825-3410)
2月16日(金)	水戸市	いばらき就職支援センター (029-300-1916)

2 事業所の参加方法

開催月の約2か月前に県ホームページ上で参加企業を募集します。

参加を希望される事業所の方は県ホームページ(QRコード)をご覧ください。

【問い合わせ先】

○茨城県産業戦略部 労働政策課 雇用促進対策室

Tel: 029-301-3645



茨城県障害者雇用優良企業を募集しています！

認定基準を見直し、申請しやすくなりました

県では、障害者の雇用に積極的に取り組む企業等を「茨城県障害者雇用優良企業」として認定しています。「障害のある方に優しい事業所」として広く知られることにより、企業のイメージアップにつながることを期待できます。

障害者雇用に取り組まれている企業の皆さまの応募をお待ちしています。



1 認定のメリット

- ・認定証の交付（3年間有効）
- ・認証マークを会社のPRに活用（HP・名刺等）
- ・企業の取組を県HPやパンフレットで紹介
- ・県建設工事入札参加資格審査の技術等評価項目加点
- ・県中小企業融資制度（雇用拡大支援融資）の対象
- ・県主催就職面接会の優先参加
- ・ハローワーク求人票に認定企業である旨記載 等



障がい者雇用優良企業



2 認定基準

- (1) 県内に本社があること又は本社は県外だが、県内の公共職業安定所に障害者雇用状況報告書を提出していること。
- (2) 障害者雇用率が法に基づく算定方法により2.6%を達成していること、又は過去3年間に於いて法定雇用率を達成していること。なお、常用雇用労働者が43.5人未満の企業等においては障害者を1名以上雇用していること。
- (3) 裏面に掲げる4つの大項目において、それぞれ中項目1つ以上の取組を行っていること。
- (4) 特例子会社及び障害者就労施設等でないこと。
- (5) 申請日から過去1年以内に労働関係法令違反その他の認定にふさわしくない重大な事実がない者であること。
- (6) 企業の役員又は関係者が茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。



3 申請方法

茨城県障害者雇用優良企業認定申請書（様式第1号）に、以下の3つの書類を添えて、ご提出ください。

- (1) 公共職業安定所に提出した直近の障害者雇用状況報告書の写し。ただし、常用雇用労働者数が43.5人未満である企業にあつては、雇用する障害者の障害者手帳の写し
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) その他、知事が必要とする書類

※手続きおよび様式は県HPに掲載しておりますので、ご利用ください。



茨城県産業戦略部労働政策課 Tel:029-301-3645

Mail : rousei2@pref.ibaraki.lg.jp

茨城県障害者雇用優良企業認定企業取組項目

大項目	中項目	内 容	具体的な取組例	
働きやすさ	職場環境	1 設 備 ・ 環 境	障害者に配慮した職場環境となっている。	バリアフリー化・手すり・スロープ等の整備・通勤の配慮等
		2 作 業 効 率 化	誰もが作業できるような工夫がなされている。	作業内容の単純化・作業手順書等の整備等
		3 安 全 衛 生	障害者が安全に作業を行えるよう配慮がなされている。	事故防止対策・安全装置の導入等
	雇 用	4 労 働 時 間 制 度	障害者に配慮した労働時間・休暇制度が設けられている。	短時間・短日数勤務・休憩時間の延長等
		5 正 社 員 雇 用	障害者を正社員として雇用している。	申請日時時点で1名以上正社員で就労している障害者が在籍
		6 継 続 就 業	障害者が離職せず長期間就労している実績がある。	申請日時時点で3年以上継続就労している障害者が在籍
	人的環境	7 職 員 の 理 解 促 進	職場で障害者への理解促進のための取組を実施している。	職場研修会の実施・障害者職業生活相談員の資格取得・配置等
		8 コミュニケーション	障害者とのコミュニケーションを図るための工夫がなされている。	相談担当者の配置・連絡帳・手話取得勉強会・面談・声かけ運動等
		9 福 利 厚 生	障害者が楽しく健康的に働ける取組を実施している。	レクリエーション・健康診断の実施等
積極性	10 研 修 生 の 受 入	障害者の職場実習受入を実施している・実施した。	申請日から過去5年以内に特別支援高等学校生徒の受入・県の委託訓練・トライアル雇用等の登録や活用	
	11 各 種 事 業 へ の 参 加	障害者を雇用するために就職面接会や各種セミナー等へ参加している・参加した。	申請日から過去5年以内に障害者就職面接会への参加実績がある・障害者雇用促進セミナー等への参加実績がある	
	12 新 規 採 用	障害者を積極的に採用している・しようとしている。	申請日から過去5年以内に障害者の採用実績がある、申請日から過去5年以内に求人登録をしている	

茨城県障害者雇用優良企業認定企業一覧（令和4年11月末日現在）

認定件数	法人名	所在地	認定件数	法人名	所在地
1	筑波乳業(株)	石岡市	22	(株)アドバンス・カーライフサービス	つくば市
2	栗田アルミ工業(株)	土浦市	23	(社福)聖隷会	小美玉市
3	JR水戸鉄道サービス(株)	水戸市	24	金砂郷食品(株)	常陸太田市
4	京三電機(株)	古河市	25	(株)ヴィオーラ	水戸市
5	(株)カシマ	かすみがうら市	26	(株)サンユーストアー	北茨城市
6	三共貨物自動車(株)	筑西市	27	(社福)木犀会	笠間市
7	(社福)あかね会	北茨城市	28	いばらきコープ生活協同組合	小美玉市
8	高浪化学(株)	結城郡八千代町	29	渡辺食品(株)	常総市
9	(株)チャンス	牛久市	30	(株)ケーズホールディングス	水戸市
10	(株)日立物流東日本	日立市	31	日立建機ロジテック(株)	土浦市
11	日和サービス(株)	日立市	32	(株)常磐谷沢製作所	北茨城市
12	横関油脂工業(株)	北茨城市	33	(社福)ナザレ園	那珂市
13	(株)ハラキン	鹿嶋市	34	(医)それいゆ会	高萩市
14	(株)サンワーク	常総市	35	(株)染谷工務店	常総市
15	(株)幸和義肢研究所	つくば市	36	常総開発工業(株)	神栖市
16	(社福)尚生会	笠間市	37	勝田環境(株)	ひたちなか市
17	(社福)芳香会	古河市	38	(社福)博慈会	牛久市
18	(株)カスミ	つくば市	39	(株)カツタ	ひたちなか市
19	(株)南海工業	坂東市	40	日本畜産振興(株)	取手市
20	(株)全農・キューピー・エッグステーション	猿島郡五霞町	41	トキワ建設(株)	水戸市
21	関彰商事(株)	つくば市			

認定企業の取組み事例紹介

茨城県ホームページ（下記アドレス）にて、これまで認定した企業の取組事例を掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

（第1集）



（第2集）



（第3集）



茨城県最低賃金

令和5年10月1日から

使用者も労働者も
必ず確認！最低賃金

時間額 **953円**



最低賃金制度のマスコット
チェックマン

*年齢やパート・学生・アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず
すべての労働者に適用されます。

中小企業事業者の皆さんへ

賃金の上げを支援します。

業務改善助成金

生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成する制度です。

業務改善助成金

検索

専門家による無料相談 を実施しています

賃金上げにお悩みの方は、働き方改革推進支援センターにご相談ください。

茨城働き方改革推進支援センター

検索

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

働き方改革推進支援資金

検索

厚生労働省

茨城労働局 各労働基準監督署

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

詳しくは、茨城労働局賃金室(電話029-224-6216)または、最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

なお、リーフレット等(外国語版を含む)につきましては、下記特設サイトを御参照願います。

○厚生労働省：最低賃金特設サイト

<https://pc.saiteichingin.info/kouho/index.html>



2023 8月11日 いばらき 働き方改革推進月間

「働き方改革」とは？

これまでの仕事の進め方や働き方を見直し、生産性向上を図りながら「働きやすい職場環境の実現」を目指すため、業務の効率化等による**所定外労働時間の削減**、**休暇取得の促進**などに取り組むことです。働き方改革に取り組むことで、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現にもつながります。



「働き方改革」に取り組むと どんなメリットがあるの？

適切な労働時間で働き、ほどよく休暇を取得することは、仕事に対する社員の意識やモチベーションを高めるとともに、**業務効率の向上**にプラスの効果が期待されます。社員の能力がより発揮されやすい環境を整備することは、企業全体としての生産性を向上させ、**収益の拡大**や企業の成長・発展につなげることができます。



新しい働き方・休み方が始まっています。

時差出勤やテレワーク、フレックスタイム制のほか、**時間単位の年次有給休暇**の活用など、多様な働き方・休み方を実践し、魅力ある職場づくりに取り組みましょう。

<時間単位の年次有給休暇>

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。
労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立ちます。



関連サイト



いばらき女性活躍・働き方応援
ポータルサイト（茨城県）



働き方改革特設サイト支援のご案内
（厚生労働省）



働き方・休み方改善ポータルサイト
（厚生労働省）



お問い合わせ先

茨城県産業戦略部労働政策課 労働経済・福祉グループ

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978-6

TEL 029-301-3635 FAX 029-301-3649

受付時間 / 9:00~17:15（土日祝除く）

E-mail rosei1@pref.ibaraki.lg.jp

ホームページ <https://yell.pref.ibaraki.jp/>

あなたにエール 茨城

検索



茨 ひより
（茨城県公認Vtuber）



「あなたにエール！～いばらき女性活躍・働き方応援ポータルサイト～」

茨城県では、働き方改革や女性活躍に関する県内企業の取組状況や優良事例、各種支援策等を発信するポータルサイトを開設しました。

働き方改革や女性活躍を進めたいと考えている企業経営者・人事担当者、仕事と家庭を両立しながら働きたいと考えている方、管理職になることに不安を感じている働く女性など、県内で働く皆さまに様々な情報を発信し応援します。

(1) 掲載情報

- 働き方改革優良（推進）認定企業の取組紹介
- 女性リーダー登用先進企業表彰受賞企業の取組紹介
- 県内企業で活躍する女性ロールモデルへのインタビュー
- 働き方改革や女性活躍の先進的な取組をしている企業代表者へのインタビュー
- 「いばらき女性活躍・働き方応援協議会」会員企業の女性活躍推進に関する取組状況の見える化（女性管理職の割合、男性の育児休業等の取得率、時間外勤務時間数）
- 国、県、市町村の各種セミナー、助成制度、認定制度等の情報

(2) URL <https://yell.pref.ibaraki.jp/>



(3) 特徴

- ◆ これから取組を進めたいと考えている企業様が参考にしやすいように、様々な業種・従業員規模の優良事例を紹介
- ◆ 働き方改革、女性活躍に取り組み始めたきっかけや進め方など、企業経営者等が取り組む上で、参考になるお話をまとめた企業代表者へのインタビューを掲載
- ◆ 身近に働く女性のロールモデルがいない方に、仕事と家庭の両立や管理職として働くことについて、県内企業で活躍する女性へのインタビューを掲載

(4) リンク 各団体様、企業様のHPにリンクのご掲載をお願いいたします。
リンクを掲載いただける場合は、下記バナーデータをお送りできます。
ご希望される場合は、下記のお問合せ先までご連絡をお願いします。



(5) お問い合わせ先 茨城県産業戦略部労働政策課 労働経済・福祉G
TEL 029-301-3635 Mail:roseil@pref.ibaraki.lg.jp

あなたにエール！

～いばらき女性活躍・働き方応援ポータルサイト～



今月のロールモデルインタビュー
株式会社染めQテクノロジー

Seminar & Event セミナー&イベント



2022.09.20～2023.01.13 **募集中**
働く女性のためのキャリア研修（管理職候補の女性社員向け）

自分が目指したい管理職像を考え、実現させるために、自分の強みや自分らしさを確認するとともにマネジメントスキルを学ぶ研修です。



2022.10.11～2022.12.07 **募集中**
働く女性のためのキャリア研修（若手女性社員向け）

仕事の価値観と自身の強みを整理することや、ロールモデルから学ぶことで、これからの私らしいワーク&ライフキャリアを描くための研修です。



2022.10.20 **募集中**
自営型テレワーカー養成講座（入門コース）

自営型テレワーク（在宅ワーク）を始めるための基礎知識や心構えを習得できる2時間のオンライン講座です。



2022.11.17～2022.12.21 **募集中**
自営型テレワーカー養成講座（スキルアップ）

自営型テレワークの専門スキル（Webライティング・Webサイト制作）を習得するための実務トレーニングを行います。



Interview インタビュー



働き方改革・女性活躍優良企業



海老根建設株式会社
代表取締役 柳瀬 香織さん



社会福祉法人征産会
理事長 渡辺 和成さん



株式会社 郡司建設
代表取締役 郡司 誠さん



ハンギンシステム株式会社
代表取締役 仁衛 琢磨さん

働き方改革・女性活躍優良企業

女性ロールモデル



株式会社ヴィオラ
営業部長 小口 いづみさん
1998年に1年間パート社員として、2年目から社員としてレンタルおしぼり事業を行う（株）ヴィオラに入社。総務部門で5年間従事したのち、1...



株式会社定福銀行
新治リテールステーション支店長 飯泉 昌子さん
1995年入行、住宅ローンなどの個人向けの融資業務に9年間従事した後、資産運用の相談窓口など店頭業務を8年間担当、2人の子どもを育てなが...



株式会社アプリシエイト
事業部長 森 芳子さん
2011年の㈱アプリシエイト創設のタイミングで入社。入社から数年はメーカーへ常駐し、システムの試験を担当。その後本社へ戻り、自社製品の企画...



株式会社染めQテクノロジー
課長代理 野澤 沙織さん
2011年入社、製品の出荷等の業務に従事後、2013年に現在の施工部門へ移り、施工関連の受発注、予算管理等を行っている。2年前に管理職へ...

いばらき労働相談センターのご案内

- 賃金や休業手当の不払い、一方的な解雇や配置転換、パワーハラスメント、職場でのいじめなどといったトラブルで悩んでいませんか。
- いばらき労働相談センターでは、職場のトラブルや労使問題でお困りの方のために、専門の相談員による相談や情報提供を通じて問題解決のお手伝いをしています。
- ご相談方法は、電話のほか、面談、メールでの相談も受け付けております。
※メールでのご相談の場合には、折り返しのお電話をさせていただきますので、電話番号の記載をお願いいたします。秘密は厳守いたしますので、一人で悩まずに、ぜひご相談ください。
- なお、各地区就職支援センター内での出張面談についても、日程調整のうえ行っておりますので、センター（029-233-1560）へご連絡ください。
- また、出張相談会を以下の日程で行いますので、まずはお電話にてセンター（029-233-1560）までお問い合わせください(事前にご予約された方優先。事前予約がない方も、当日の相談は可能)。

- ・相談窓口
- ・開設日時

月曜日～金曜日：9:00～19:00（相談受付は18:30まで）
第2・第4土曜日：9:00～15:00（相談受付は14:30まで）
※第1・第3・第5土曜日、日曜日、祝日、年末年始は休業

- ・場所
- ・電話番号
- ・メールアドレス

水戸市三の丸1-7-41 いばらき就職支援センター2階
029-233-1560
rodosodan@pref.ibaraki.lg.jp

- ・主な相談内容

労働条件、採用、解雇・配置転換、賃金不払い、職場でのいじめ、パワハラ等

- ・令和5年度 出張相談会の開催スケジュール 【相談時間：各日10時から16時】

日にち	会場	
11月21日(火)	つくば市役所	本庁舎301会議室
12月5日(火)	日立市役所	本庁舎302会議室
12月20日(水)	つくば市役所	本庁舎302会議室
1月23日(火)	つくば市役所	本庁舎302会議室
2月6日(火)	日立市役所	本庁舎301会議室
2月20日(火)	つくば市役所	本庁舎302会議室

※相談無料・秘密厳守

悩みはひとりで背負わないで

～茨城カウンセリングセンターのご案内～

公益財団法人 茨城カウンセリングセンターは、茨城県と県内の産業界との協力により設立されたカウンセリングの専門機関です。

職場や家庭での人間関係、孤独や不安な気持ちで苦しんでいる方、自らの生き方に悩んでいる方・・・どうかひとりで背負わないで、お気軽にご相談ください。ご相談内容の秘密は厳守いたします。

	場所	面接日	面接料金	
センター	水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館 14 階 水戸駅南口から徒歩 4 分	月～土 10:00～12:00 13:00～18:00 ※土は 17:00 まで ※日・祝日除く	1 回につき 4,400 円	カウンセリングは 予約制です。 まずはお電話で お申込み下さい。 電話 029-225-8580
牛久 ルーム	牛久市中央 1-16-1 「ラウエル牛久」 中央労金牛久出張所 2 階会議室	月 1 回実施 (原則第 2 月曜日)	面接時間は 約 50 分	受付時間は 月～金 9:00～17:00 土 10:00～17:00

※医療機関にかかっている方は、主治医の先生の同意を得た上でお申込み下さい。

【お問い合わせ】

公益財団法人茨城カウンセリングセンター
水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館 14 階
電話：029-225-8580

URL：<http://www.sunshine.ne.jp/~iccnet/>



X (旧 Twitter) でも情報発信中
ぜひフォローしてください

勤労者のための生活資金融資制度のご活用を！

茨城県では、中央労働金庫と提携し勤労者の方に必要な生活資金を低利で融資する制度を設けています。保証人はいません（日本労信協保証）。

勤労者緊急生活資金融資制度

- 【対象者】県内に1年以上居住又は勤務する勤労者で、現在の勤務先に勤続1年以上であり、前年税込年収が150万円以上ある方
- 【使途】◆自己及び親族の冠婚葬祭費用（挙式、新婚旅行、葬式、墓地購入、成人式等）
◆医療費（病気・入院手術、出産、歯科矯正等）◆教育（保育園・各種学校・塾を含む子どもの学校の入学資金、授業料等）◆災害・交通事故のため必要となった資金◆転居費用
- 【融資金額】100万円以内
- 【利率】年利1.6% 別途保証料0.7%
- 【返済】5年以内（6ヶ月以内の元金措置期間を含む）

失業者等緊急生活資金融資制度

- 【対象者】県内に1年以上居住又は勤務していた方で、次のいずれかに該当する方
 - ・失業後6ヶ月以内で求職活動をしている方（ただし、雇用保険の受給資格があることが条件）
 - ・勤務先から給料の遅配又は欠配を受けている方
- 【使途】◆日常生活に必要な生活資金
- 【融資金額】50万円以内 【利率】年利1.2%（別途保証料0.7%）
- 【返済】5年以内（6ヶ月以内の元金措置期間を含む）

育児・介護休業生活資金融資制度

- 【対象者】県内に1年以上居住又は勤務する勤労者で、現在の勤務先に勤続1年以上であり、前年税込年収が150万円以上ある方で、次のいずれかに該当する方
 - ・勤務先の育児休業・介護休業制度を利用して、休業後復職することが確かな方
 - ・子の看護休暇、又は介護休業を取得する方
 - ・育児又は介護のための所定労働時間の短縮措置を利用する方
- 【使途】◆期間中の生活費全般
- 【融資金額】100万円以内 ※休業期間1ヶ月当たり10万円まで（5ヶ月の場合は50万円まで）
- 【利率】年利1.5%（別途保証料0.7%）
- 【返済】5年以内（1年以内の元金措置期間を含む）



融資金利は、令和5年10月1日現在の利率です。予告なく変更する場合があります。審査に必要な書類等は、下記までお問合せください。

<お借入申込み> 中央労働金庫県内各支店
<お問い合わせ> 中央労働金庫茨城県本部 (Tel:029-221-4181)
茨城県労働政策課 (Tel:029-301-3635)

障害者雇用をお考えの企業の皆様へ



障害者雇用推進 アドバイザーが



雇用への取り組みの
お手伝いをします!!

県では、障害者雇用を促進するため、関係機関との連携のもと、障害者雇用推進アドバイザーが日程調整のうえ訪問し、状況をお伺いしながら障害者雇用への理解促進や仕事の切り出しなどのご提案をするほか、障害者とのマッチングを支援します。

こんなお悩みありませんか？

障害のある人を
雇用したい

雇用の
ミスマッチ
を避けたい

定着支援を
受けたい

助成金制度を
活用したい

障害のある人
に対する理解を
深めたい



水戸市三の丸 1-7-41
Tel: 029-303-6322
Fax: 029-221-6031
E-mail: rousei6@pref.ibaraki.lg.jp



障害者雇用促進法の概要

1 障害者雇用率制度

障害者が住み慣れた地域で安心して暮らし、地域の一員として共に生活できる「共生社会」の実現のため、全ての事業主には、常時雇用している労働者に障害者雇用率を得た数以上の障害者を雇用することを義務づけています。

平成30年4月1日から、障害者雇用義務の対象として、これまでの身体障害者、知的障害者に精神障害者が加わり、あわせて法定雇用率も引き上げられました。

事業主は、毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。

法定雇用率	
事業主区分	令和3年3月1日から
民間企業（従業員 43.5人以上）	2.3%
国・地方公共団体等	2.6%
都道府県の教育委員会	2.5%

○短時間労働者のカウントについて

※短時間労働者（週20時間以上30時間未満）については、労働者数及び雇用障害者数ともに0.5人としてカウントされます（重度障害者を除く）。

※なお、平成30年4月1日より、精神障害者の職場定着を促進するため、精神障害者である短時間労働者であって、「雇入れから3年以内」又は「精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の方」は、1人をもって1人とカウントされます。（令和5年3月31日まで）

2 障害者雇用納付金制度

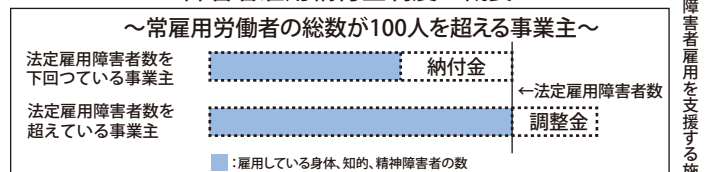
※障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図ることを目的に、常用雇用労働者100人超の事業主で、法定雇用障害者数を下回った場合は申告とともに納付金の納付が必要になり、法定雇用障害者数を超過している場合は、申請に基づき調整金を支給するほか、職場環境の整備等を行う事業主に対して各種助成金を支給する制度です。

納付金の徴収：不足する障害者1人当たり月額5万円

調整金の支給：超過する障害者1人当たり月額2万7千円

※なお、常用雇用労働者の総数が100人以下で、雇用障害者の総数が一定数を超過している事業主に対しては、申請に基づき報奨金（1人当たり月額2万1千円）を支給します。

障害者雇用納付金制度の概要



※独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構はじめての障害者雇用～事業主のためのQ&A～より引用

障害者雇用を支援する施策

3 障害者に対する差別の禁止

平成28年4月1日から障害者雇用促進法が改正施行され、雇用の分野で、障害者に対する差別が禁止され、合理的配慮の提供が義務となりました。ポイントは次の3つです。

1. 雇用の分野での障害者差別を禁止
(例) 障害者であることを理由として、障害者を募集又は採用の対象から排除する事。
2. 雇用の分野での合理的配慮の提供義務
(例) 出退勤時刻・休暇・休憩に関し、通院・体調に配慮する事。
3. 相談体制の整備、苦情処理・紛争解決の援助 相談先: 最寄りのハローワーク。

～中小企業事業主の皆さまへ～ 「財形貯蓄」を導入して、 福利厚生を充実させませんか？

中小企業で財形貯蓄を導入した場合、**メリット**があります！

あなたの会社の魅力が、格段にアップします

財形貯蓄は多くの企業が実施している従業員のための貯蓄制度です。

福利厚生の充実は、就職時の企業選択の大きなポイントになっています。

福利厚生制度を1つでも多く導入することは、企業の魅力アップにつながります。

定着率アップや、よりよい人材確保につながります。

財形貯蓄は、手軽に毎月コツコツと貯蓄ができるため、従業員に喜ばれる制度です。

貯蓄習慣を得ることで人生設計が可能となり、安心感や意欲の向上にもつながります。『福利厚生の充実が定着率のアップにつながった』という企業もあります。

【財形貯蓄とは】

財形貯蓄は従業員の財産づくりを事業主と国が支援する制度です。毎月、事業主が、従業員の給与から一定額を天引きして金融機関に払い込むことで、従業員の財産形成を確実に行うことができます。また、老後資金や住宅取得を目的とした貯蓄の場合、その利子等が非課税となる税制上の優遇措置も行われています。

この制度はハローワークの検索条件にもなっており、人材のミスマッチを防ぐ等、人材の確保や流出防止のため、皆様のお役に立てる制度です。

この制度を導入するに当たっては、労働組合等との「天引預入協定」や、社内規程の整備、金融機関との手続きなどの事務が必要となります。

また、制度導入を機に、事業主が利子分を上乗せして従業員の財形口座に払い込んだり、従業員のための住宅ローン制度を導入することも可能ですので、従業員のモチベーションの向上にもつながるでしょう。

～福利厚生制度の充実のためにも、財形貯蓄の導入を検討してみたいかがですか？～



詳しくは独立行政法人 勤労者退職金共済機構勤労者財産形成事業本部のサイトをご覧ください。財形制度についての概要やメリットなどのほか、各種お知らせを掲載しています。

以下の URL、QR コードをご利用ください。

<https://www.zaikei.taisyokukin.go.jp/zaikei.php>

また、お電話でも制度についてのご案内やご質問の受付を行っております。
お気軽にお電話ください。Tel 03-6731-2935



11月は労働保険未手続事業一掃強化期間です!

労働保険（労災保険と雇用保険の総称）は、法律により農林水産業の一部を除き、**一人でも労働者を使用する事業主に成立手続が義務づけられています!**

労災保険給付や失業等給付により労働者の保護、福祉の増進に寄与する制度として、重要な役割を担っています。このため、労働保険制度の健全な運営、費用の公平負担、労働者の福祉の向上等の観点から未手続事業の解消が極めて重要となっています。

しかしながら、労働保険の適用事業場の現状は、依然として小規模零細事業を中心に未手続事業がなお相当数残されている実情にあります。

このため、茨城労働局では、一般社団法人全国労働保険事務組合連合会茨城支部と連携し、労働保険の未手続事業の一掃を図るための対策を推進しています。

保険料は何に使われているの？

お支払いいただいた労働保険料は、労災保険と雇用保険で次のように使われています。

労災 保険

労働者が仕事（業務）や通勤が原因で負傷した場合、また、病気になった場合や亡くなった場合に、**被災労働者やご遺族を保護**するための給付等を行っています。

雇用 保険

労働者が失業した場合や働き続けることが困難になった場合、また自らの教育訓練を受けた場合に、**生活・雇用の安定**と就職の促進を図るための給付等を行っています。また、**雇用調整助成金**など事業主等に対して**各種助成金の支給**も行っています。

成立手続はどこでできるの？

労働者を雇っているにもかかわらず、現在も未手続となっている事業主の方は、最寄りの労働基準監督署又は公共職業安定所(ハローワーク)で労働保険の成立手続を行われますようお願いいたします。

労働保険料等の口座振替納付が可能です。

- 労働保険料及び一般拠出金は、口座振替により納付いただくことが可能です。
- 口座振替をご利用いただくためには、口座番号等を記載した申込用紙を、口座を開設している金融機関の窓口にご提出ください。
- 詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

労働保険料等の口座振替納付

検索

【問い合わせ先】

茨城労働局 総務部 労働保険徴収室 電話 029-224-6213

確認しよう、最低賃金!

事業者も、
労働者も、
お互いに。

会社員、パート、
アルバイトの方、
学生さんなど
働く人すべての人と
雇う人のためのルールです。

茨城県 最低賃金



953円



使用者も労働者も必
ず確認! 最低賃金

最低賃金についてのお問い合わせ

茨城労働局賃金室 (電話 029-224-6216) 又は、最寄りの労働基準監督署にお尋ね下さい。

最低賃金引上げに向けた事業者への支援窓口

専門家による無料相談窓口 茨城働き方改革推進支援センター (電話 0120-971-728)

業務改善助成金相談窓口 業務改善助成金コールセンター (電話 0120-366-440)



11月は 「しわ寄せ」 防止キャンペーン 月間です。

その無理な発注の
「しわ寄せ」で
あなたの取引先が途方に
暮れていませんか？

よろしく頼むよ!

STOP!
しわ寄せ

…わかりました。
(もう無理だよ。)

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、
下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、
急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

概要版

大企業等と下請等中小事業者は共存共栄!

適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう!

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署



<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>

しわ寄せ防止特設サイト



しわ寄せ防止
特設サイト



大企業等と下請等中小事業者は共存共栄!

適正なコスト負担を伴わない短納期発注や
急な仕様変更などはやめましょう!

厚生労働省が所管する「労働時間等設定改善法(平成4年法律第90号)」に基づき、事業主の皆様は、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。長期間にわたる特に過重な労働は、過労死等を引き起こすおそれがあると言われており、取引先の労働者の健康障害防止のためにも必要です。

他の事業主との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう、社内に周知・徹底を図りましょう。

- ① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
- ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

■労働時間等設定改善法については、都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)にご相談ください。

経済産業省・中小企業庁が所管する「下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)」に基づく「振興基準」には、親事業者と下請事業者の望ましい取引関係が定められています。

① 親事業者も下請事業者も共に「働き方改革」に取り組みましょう!

- やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、残業代等の **適正なコストは親事業者が負担**すること。
- 親事業者は、下請事業者の「**働き方改革**」を阻害する不利益となるような取引や要請は行わないこと。

例えば… ●無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額

- 親事業者自らの人手不足や長時間労働削減による検収体制不備に起因した受領拒否や支払遅延
- 過度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応や欠品対応に起因する短いリードタイム、適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送
- 納期や工期の過度な年度末集中

② 発注内容は明確にしましょう!

- 親事業者は、継続的な取引を行う下請事業者に対して、安定的な生産が行えるよう **長期発注計画を提示し、発注の安定化に努めること**。
- 発注内容を変更するときは、**不当なやり直しが生じないように十分に配慮すること**。

③ 対価には、労務費が上昇した影響を反映しましょう!

親事業者は、取引対価の見直し要請があった場合には、**人手不足や最低賃金の引き上げなどによる労務費の上昇**について、**その影響を反映するよう協議すること**。

■中小企業の取引上の悩み相談は、下請かけこみ寺 ☎0120-418-618 にご相談ください。

(受付時間) 9:00 ~ 12:00 / 13:00 ~ 17:00 (土日・祝日・年末年始を除く) 携帯電話からもご利用いただけます。

お近くの「下請かけこみ寺」につながります。

11月は「**過労死等防止啓発月間**」です。

同月間に「**過重労働解消キャンペーン**」も実施します。

11月3日(金・祝)には「**過重労働解消相談ダイヤル**」を設置し、都道府県労働局の担当官による特別労働相談を実施します。

過重労働解消相談ダイヤル 令和5年11月3日(金・祝) 9:00~17:00 ☎0120-794-713

※11月3日以外でも、各労働基準監督署、労働条件相談ほっとライン(☎0120-811-610)で相談できます。



過重労働解消
キャンペーン

あなたのしごと探しに、 役立つスキルを。

ハートレーニング

< 離職者訓練・求職者支援訓練 >

就職に必要な
スキルが身につく！

受講は無料

※テキスト代は自己負担
になります。



雇用保険を受給しながら
受講可能！

雇用保険を受給
している方向け **離職者訓練**

対象 失業された方

雇用保険を受給できない方も支給要件を
満たせば月額10万円の給付金を支給！

※以下の要件を満たす必要があります。

①本人の収入が月8万円以下 ②世帯全体の収入が月35万円以下 ③世帯全体の世帯年収が300万円以下 ④現在日本人であること以外に土地・建物も所有していない ⑤全ての訓練実施日に出席している ⑥世帯の中に給付金を支給して訓練している人がいない ⑦過去3年以内に、不正行為により、特定の給付金の支給を受けていない

雇用保険を受給
できない方向け **求職者支援訓練**

対象 自営業の方、主婦の方、フリーランスの方、就職が決まらないまま学校を卒業した方などで就職を希望する方



ハートレーニングに関する情報は
お近くのハローワークで相談できます。

茨城労働局ホームページへアクセス！

ハートレ 茨城

検索



茨城労働局

職場のトラブル解決サポートします！

～個別労働紛争解決促進法に基づく3つの紛争解決援助制度があります～

総合労働相談コーナーでは、解雇、労働条件、募集・採用、いじめ・嫌がらせ、セクシュアルハラスメント等を含むあらゆる職場におけるトラブルについて、専門の相談員が電話や面接でお受けしています。また、民事上の個別労働紛争について、紛争当事者からの申出に基づき、労働局長による**助言・指導**、紛争調整委員会による**あっせん**を行っています。紛争解決援助制度のご利用は、労働者、事業主どちらからでも可能です。最寄りの総合労働相談コーナーにお問い合わせください。



●助言・指導とは

職場における民事上の個別労働紛争について、都道府県労働局長が、紛争当事者に対し、その問題点を指摘し、解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な紛争解決を促進する制度です。

- 【例】 ①職場の先輩からパワハラを受けているが、会社は対処してくれない。⇒**助言の実施**⇒配置転換により解決
②転職のため退職を申し出たが、会社が認めてくれない。⇒**助言の実施**⇒退職届が受理され解決

●あっせんとは

職場における民事上の個別労働紛争について、公正・中立な第三者（弁護士など学識経験者）が紛争当事者の話し合いを仲介し、双方の主張の要点を確認し、意見の調整を行うことによって、紛争の解決促進を図る制度です。

- 【例】 ①解雇されたが、解雇理由に納得できず、金銭的補償を求めたい。⇒**あっせんの開催**⇒解決金の支払により解決
②パワハラを受け退職せざるをえなくなった。金銭補償を求めたい。⇒**あっせんの開催**⇒解決金の支払により解決

【県内の総合労働相談コーナーの所在地・連絡先】

コーナー名	所在地	電話番号
茨城労働局 総合労働相談コーナー	〒310-8511 水戸市宮町 1-8-31 6F 茨城労働局雇用環境・均等室内	029-277-8295
水戸 総合労働相談コーナー	〒310-0015 水戸市宮町 1-8-31 3F 水戸労働基準監督署内	029-277-7925
日立 総合労働相談コーナー	〒317-0073 日立市幸町 2-9-4 日立労働基準監督署内	0294-88-3977
土浦 総合労働相談コーナー	〒300-0805 土浦市塚塚 1838 土浦労働総合庁舎 4階土浦労働基準監督署内	029-882-7017
筑西 総合労働相談コーナー	〒308-0825 筑西市下中山 581-2 筑西労働基準監督署内	0296-22-4564
古河 総合労働相談コーナー	〒306-0011 古河市東 3-7-32 古河労働基準監督署内	0280-32-3232
常総 総合労働相談コーナー	〒303-0022 常総市水海道淵頭町 3114-4 常総労働基準監督署内	0297-22-0264
龍ヶ崎 総合労働相談コーナー	〒301-0005 龍ヶ崎市川原代町四区 6336-1 龍ヶ崎労働基準監督署内	0297-62-3331
鹿嶋 総合労働相談コーナー	〒314-0031 鹿嶋市宮中 1995-1 鹿嶋労働基準監督署内	0299-83-8461

【問い合わせ先】

茨城労働局雇用環境・均等室 〒310-8511 水戸市宮町 1-8-31 Tel.029-277-8295

この機会に
一度

ご自身の労働時間を
見つめ直してみましよう。



11月

「過労死等防止啓発月間」に
「過重労働解消キャンペーン」を実施します!

労働基準監督官が
相談をお受けします。

無料 令和5年11月3日(金・祝) 9時~17時

なくしましょう

長い残業

過重労働解消
相談ダイヤル



0120-794-713

※全国どこからでも利用できます(スマートフォンからでも無料) ※匿名でもOK



過重労働解消キャンペーン 🔍 検索

11月1日・2日・3日・6日・7日は、過重労働相談受付集中期間です

都道府県労働局・労働基準監督署のほか、「労働条件相談ほっとライン」にご相談ください。

労働条件相談
ほっとライン
(厚生労働省委託事業)



0120-811-610

月~金 17:00~22:00
土日・祝日 9:00~21:00



茨城労働局 各労働基準監督署

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です

「過労死等防止対策推進法」では、11月を「過労死等防止啓発月間」としています。このため、厚生労働省では、その一環として「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施し、長時間労働の削減等の過重労働解消に向け、集中的な周知・啓発等に取り組むこととしています。



知って
いますか？



労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるものの、労働者全体の5%以上となっており、いまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患が業務上によるものと認められた労災支給決定件数についても、依然として高い水準で推移しています。近年では、仕事上の強いストレスが原因となつてうつ病などの精神障害を発病し、それが労災と認められる件数も年々増加しています。

長時間労働が健康に与える影響は？

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。具体的には、時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。

(右の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。)

過重労働と健康リスクとの関連性



確かめよう労働条件

働く人や事業主、人事労務担当者の方向けに、労働基準関係法令などの知っておきたいルールや、労務管理の改善に役立つ情報などを掲載している労働条件に関する総合サイトです。時間外・休日労働、年次有給休暇、労働者の健康管理など、併せてチェックしてみてください。



たしかめたん

確かめよう労働条件サイト

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>



働き方・休み方改善ポータルサイト

企業の皆様に、自社の社員の働き方・休み方の見直しや改善に役立つ情報を提供するサイトです。企業・社員の方が「働き方・休み方改善指標」を活用して自己診断をしたり、企業の取組事例を検索して参考にすることができます。豊富な取組事例の中から、過重労働を防止するための方策や取組のヒントを取り入れ、自社内の取組にぜひご活用ください。



働き方・休み方改善ポータルサイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>



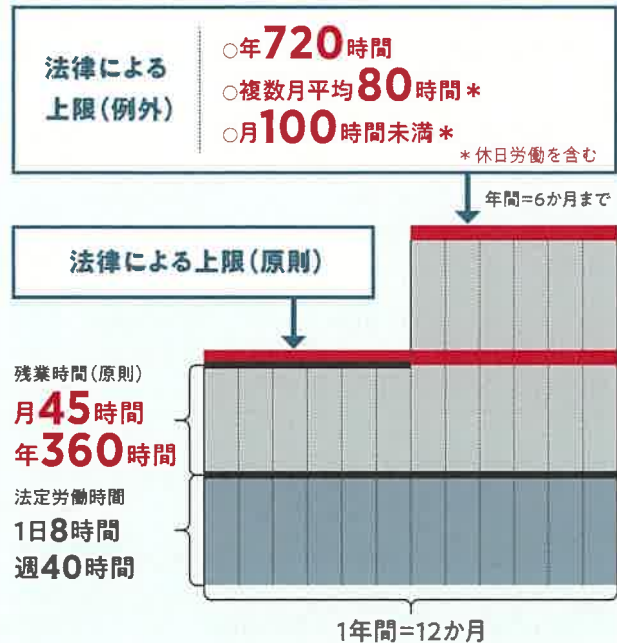
過重労働による健康障害を防止するために

01 時間外・休日労働時間を削減しましょう。

- ◆労働基準法で定められている時間外労働の上限規制(→右枠参照)は必ず守ってください。
- ◆時間外労働は本来、臨時的な場合にのみ行われるものです。時間外・休日労働を行わせる場合の労使協定(36協定)の締結に当たっては、その内容が指針(※1)に適合したものとなるようにしてください。
- ◆労働時間を適正に把握(※2)してください。



時間外労働の上限



02 年次有給休暇の取得を促進しましょう。

- ◆年次有給休暇を確実に取得させるため、年5日については、時季を定めて労働者に与えなければなりません。
- ◆年次有給休暇の計画的付与制度の活用や休暇を取得しやすい職場環境の整備に取り組みましょう。

03 労働時間等の設定を改善しましょう。

- ◆勤務間インターバル制度(※3)をはじめとした労働時間等の設定の改善に努めましょう。
- ◆具体的な措置の内容は、労働時間等見直しガイドラインを確認しましょう。



04 労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。

- ◆健康管理体制(産業医・衛生管理者・衛生推進者等の選任、衛生委員会等の設置等)を整え、健康診断を実施し、必要な事後措置を講じてください。
- ◆時間外・休日労働時間が1月当たり80時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる労働者が申し出た場合は、医師による面接指導を実施しなければなりません。
- ◆指針(※4)に基づき、職場でメンタルヘルス対策にも取り組んでください。

※1「労働基準法第三十六条第一項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針」(平成30年厚生労働省告示323号)

※2「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(厚生労働省、平成29年1月)

※3 終業時刻から次の始業時刻の間に、一定時間以上の休息時間(インターバル時間)を確保する仕組み

※4「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(平成18年、厚生労働省、健康保持増進のための指針公示3号)

厚生労働省では、過重労働解消キャンペーン期間中、次の取組を実施します



01

労使の主体的な取組を促します

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発等について、協力要請を行います。

02

労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換を実施します

都道府県労働局長が管内企業の経営トップとの意見交換により、長時間労働削減に向けた積極的な取組事例を収集・紹介します。

03

過重労働が行われている事業場などへの重点監督を実施します

長時間労働が疑われる事業場等に対して、重点的に監督指導を行います。

04

労働相談を実施します

11月3日(金・祝)を特別労働相談受付日として、「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、過重労働をはじめ労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に応じます。

相談無料

令和5年11月3日(金・祝) 9時～17時

なくしましろう 長い残業
☎ 0120-794-713

11月1日・2日・3日・6日・7日を過重労働相談受付集中期間とし、都道府県労働局・労働基準監督署のほか、「労働条件相談ほっとライン」で相談をお受けしています。

相談窓口の詳細

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/>



05

過重労働解消のためのセミナーを開催します

事業主や人事労務担当者などを対象として、10月から1月を中心に、「過重労働解消のためのセミナー」【委託事業】を開催します(無料でどなたでも参加できます)。

参加費無料

*詳細は専用ホームページをご覧ください。

専用ホームページ

<https://kajyu-kaisyuu-zenkiren.com/>



「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムを、11月の過労死等防止啓発月間を中心に開催します。

参加費無料

*全国47都道府県で全48回開催(無料でどなたでも参加できます)。詳細は専用ホームページをご覧ください。

専用ホームページ

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>



11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者への「しわ寄せ」を生じさせないよう、適正なコスト負担を伴わない短期発注や急な仕様変更などはやめましょう。

「しわ寄せ」防止特設サイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>



参加無料
事前申込

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ 過労死等防止対策推進シンポジウムを開催します！

茨城労働局監督課

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命が失われ、また心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。

本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族等にもご登壇をいただき、過労死等の現状や課題、防止対策について考えます。

日時：2023年11月29日(水)
14:00~16:00(受付13:30~)
会場：つくば国際会議場 大会議室102
つくば市竹園 2-20-3

・つくば駅より徒歩約10分
※近隣に駐車場はありますが、有料となりますのでご了承ください。

参加申込について

- ▶ 会場の都合上、事前申し込みをお願いします。
- ▶ 申し込みは Web または FAX でお願いします。
- ▶ 受付番号を発行いたします。当日会場受付にて受付番号をお知らせください。
- ▶ 定員になり次第締め切りとさせていただきますのでご了承ください。
- ▶ 定員超過の場合は、電話またはメールでご連絡いたします。
- ▶ 連絡先の TEL か E-mail のどちらかは必ずご記入ください。
- ▶ 参加(証明)書の発行はいたしておりません。予めご了承ください。

Webからの申し込み

二次元バーコードを読み込んで下さい。



▼ 特設ホームページはこちら

過労死等防止対策推進シンポジウム



<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo>

- 以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いします。FAX番号 **03-6264-6445**
- 下記の「個人情報の取扱いについて」に同意の上、ご記入ください。 → 同意しました。

過労死等防止対策推進シンポジウム [参加申込書]

● 次の該当する に をお願いいたします。

- 経営者 会社員 公務員 団体職員 教職員 医療関係者 弁護士
 社会保険労務士 パート・アルバイト 学生 過労死等の当事者・家族
 その他 []

お名前	ふりがな	ふりがな
	ふりがな	ふりがな
連絡先	●TEL:	●FAX:
	●E-mail:	
企業・団体名		

「個人情報の取扱いについて」 ・ ご記入いただいた事項は、過労死等防止対策推進シンポジウムの申込受付業務を目的として使用します。 ・ 他の目的ではご本人の同意なく第三者に提供をいたしません。 ・ 委託運営株式会社プロセスユニークの「個人情報保護方針 (<https://www.p-unique.co.jp/hp/privacy.html>)」に従い適切な保護措置を講じ、厳重に管理いたします。

(お問い合わせ先) 厚生労働省シンポジウム事業受託事業者 株式会社プロセスユニーク 電話: 0570-087-555
E-mail: karoushiboushisympo@p-unique.co.jp

プログラム

[主催者挨拶] 茨城労働局

[基調講演]

「産業医から見る過労自殺企業の内側」

大室 正志 氏
(大室産業医事務所代表)

[過労死遺族による体験談]

大室 正志 氏
大室産業医事務所代表



大室産業医事務所代表。産業医科大学医学部医学科卒業。専門は産業医学実務。ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社統括産業医、医療法人社団同友会産業医室を経て現職。メンタルヘルス対策、感染症対策、生活習慣病対策など企業における健康リスク低減に従事。現在約30社と産業医契約。医療法人同友会顧問。社会医学系専門医・指導医。

[著書]「産業医が見る過労自殺企業の内側」(集英社新書)

2023年4月から、従業員が1,000人を超える企業は 男性労働者の育児休業取得率等の公表が必要です

育児・介護休業法の改正により、従業員が1,000人を超える企業の事業主は、**男性労働者の育児休業等の取得状況を年1回公表**することが義務付けられています。
 (令和5(2023)年4月施行)

対象企業 常時雇用する労働者が1,000人を超える企業

「常時雇用する労働者」とは雇用契約の形態を問わず、事実上期間の定めなく雇用されている労働者を指します。次のような者が該当します。

常時雇用する労働者とは？

- ・ 期間の定めなく雇用されている者
- ・ 一定の期間を定めて雇用されている者または日々雇用される者であり、その雇用期間が反復更新されて事実上期間の定めなく雇用されている者と同等と認められる者。
すなわち、過去1年以上引き続き雇用されている者または雇入れの時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる者

公表内容 次の①または②いずれかの割合

公表を行う日の属する事業年度の直前の事業年度（公表前事業年度）における次の①または②のいずれかの割合を指します。

① 育児休業等の取得割合	② 育児休業等と育児目的休暇の取得割合
$\frac{\text{育児休業等をした男性労働者の数}}{\text{配偶者が出産した男性労働者の数}}$	$\frac{\begin{array}{l} \text{育児休業等をした男性労働者の数} \\ + \\ \text{小学校就学前の子の育児を目的とした休暇制度} \\ \text{を利用した男性労働者の数} \\ \text{の合計数} \end{array}}{\text{配偶者が出産した男性労働者の数}}$

※育児休業等とは、育児・介護休業法に規定する以下の休業のことです。

- ・ 育児休業（産後パパ育休を含む）
- ・ 法第23条第2項（3歳未満の子を育てる労働者について所定労働時間の短縮措置を講じない場合の代替措置義務）又は第24条第1項（小学校就学前の子を育てる労働者に関する努力義務）の規定に基づく措置として育児休業に関する制度に準ずる措置を講じた場合は、その措置に基づく休業

公表方法 インターネットなどによる公表 □

インターネットなどの一般の方が閲覧できる方法で公表する必要があります。厚生労働省が運営するウェブサイト「両立支援のひろば」には、10万社以上にご登録いただいています。こちらでの公表をお勧めします。

また、公表内容①や②とあわせて、任意で「女性の育児休業取得率」や「育児休業平均取得日数」なども公表して自社の実績をPRしてください。

仕事と家庭の両立の取組を支援する情報サイト
両立支援のひろば
<https://ryouritsu.mhlw.go.jp/>



08両R5-1

Q1 「育児を目的とした休暇」とは何ですか？

休暇の目的の中に「育児を目的とするもの」であることが就業規則等で明らかにされている休暇制度です。育児休業や子の看護休暇など法定の制度は除きます。

Q2 「産後パパ育休」と「育児休業」は分けて計算するのですか？

産後パパ育休とそれ以外の育児休業等を分けて割合を計算する必要はありません。

Q3 育児休業を分割して2回取得した場合や、育児休業と育児目的休暇の両方を取得した場合はどのように計算しますか？

当該休業や休暇が同一の子について取得したものである場合は、1人として数えます。

Q4 事業年度をまたがって育児休業を取得した場合や、分割して複数の事業年度に育児休業を取得した場合はどのように計算しますか？

育児休業を開始した日を含む事業年度の取得として計算します。
分割して取得した場合は、最初の育児休業等の取得のみを計算の対象とします。

Q5 計算した割合の端数処理はどのようにしますか？

公表する割合は、算出された割合の小数点第1位以下を切り捨てたものとしてください。
配偶者が出産したものの数（分母となるもの）が0人の場合は「-」と表記してください。

Q6 任意で「育児休業平均取得日数」を公表する場合の計算方法は？

きまりはありませんが、計算方法の例を紹介します。他にも両立支援のひろばで計算例を紹介していますので参考にしてください。

<子どもが1歳までの平均育児休業取得日数の計算例>

$$\frac{\text{公表前々事業年度に出生した子の1歳までの合計育児休業取得日数(日)}}{\text{当該育児休業取得人数(人)}} = \text{平均取得日数(日)} \\ \text{(小数点第1位以下切り捨て)}$$

Q7 いつまでに公表すればよいですか？

公表を行う日の属する事業年度の直前の事業年度（公表前事業年度）の状況について、公表前事業年度終了後、おおむね3か月以内に公表してください。
事業年度末（決算時期）に対応した公表期限の目安は次のとおりです。

事業年度末 (決算時期)	初回公表期限	事業年度末 (決算時期)	初回公表期限
3月	令和5(2023)年6月末	9月	令和5(2023)年12月末
4月	令和5(2023)年7月末	10月	令和6(2024)年1月末
5月	令和5(2023)年8月末	11月	令和6(2024)年2月末
6月	令和5(2023)年9月末	12月	令和6(2024)年3月末
7月	令和5(2023)年10月末	1月	令和6(2024)年4月末
8月	令和5(2023)年11月末	2月	令和6(2024)年5月末

【お問い合わせ先】

茨城労働局雇用環境・均等室

〒310-0836水戸市宮町1-8-31 電話 029-277-8295

厚生労働省 茨城労働局



08両R5-1

求人企業の皆さまへ

改正職業安定法（求人不受理）について

2020年（令和2年）3月30日から、改正職業安定法の一部や関連する政令・省令・指針が施行され、ハローワークは、**一定の労働関係法令違反のある求人者からの求人の申し込みなどを受理しないことが可能**となっております。

このリーフレットでは、**求人企業の皆さまが、ハローワークに求人を申し込む際に留意していただきたい点**をお知らせします。

※ 違反した場合に求人不受理となる規定が追加になります（施行日：令和4年10月1日）。

ハローワークは、原則として、全ての求人の申し込みを受理しなければならないとされています。ただし、以下のいずれかの要件に該当する場合には、求人の申し込みを受理しないことができます。

- ① 内容が法令に違反する求人
- ② 労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適当な求人
- ③ **一定の労働関係法令違反のある求人者による求人**
- ④ 求人者が労働条件を明示しない求人
- ⑤ **暴力団員など（※）による求人**
（※）暴力団員、法人で役員の中に暴力団員がいる者、暴力団員がその事業活動を支配する者
- ⑥ **正当な理由なく、ハローワークからの報告の求めに応じなかった求人者による求人**

○ ハローワークは、求人の申し込みが上記の要件に該当するか否か、求人者に対して報告を求めることができるとされており、職業安定法では、**求人者は、ハローワークからその求めがあったときは、正当な理由がない限り、応じなければならない**とされています。



- 正当な理由なく、ハローワークからの報告の求めに応じなかった場合は、**求人の申し込みが受理されないこととなりますので、報告にご協力ください。**
- また、報告の際に、**事実と相違する報告をした場合には、都道府県労働局による勧告や公表などの対象となる可能性がある**ので、**正しい内容の報告**をお願いします。

【参考：職業安定法】

第五条の六 公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者は、求人の申込みは全て受理しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する求人の申込みは受理しないことができる。

一～六 （上記①～⑥のとおりであるため省略）

2 公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者は、求人の申込みが前項各号に該当するかどうかを確認するため必要があると認めるときは、当該求人者に報告を求めることができる。

3 求人者は、前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL040930 首01

以下に該当する場合には、求人者の申込みが受理されません

対象となる主なケース	基本となる不受理期間
労働基準法及び最低賃金法に関する規定	1年間に2回以上、同一の対象条項違反により是正指導を受けた場合 法違反の是正後6か月経過するまで
	対象条項違反により送検され、公表された場合 送検された日から1年経過するまで
職業安定法、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法に関する規定	対象条項に違反し、法違反の是正を求める勧告に従わず、公表された場合 法違反の是正後6か月経過するまで

違反した場合に求人者の申込みが受理されないこととなる法律の規定

法律	対象条項
労働基準法	＜男女同一賃金＞第4条、＜強制労働の禁止＞第5条、＜労働条件明示＞第15条第1項及び第3項、＜賃金＞第24条、第37条第1項及び第4項、＜労働時間＞第32条、第36条第6項（第2号及び第3号に係る部分に限る）、第141条第3項、＜休日・休暇等＞第34条、第35条第1項、第39条第1項、第2項、第5項、第7項及び第9項、＜年少者関係＞第56条第1項、第61条第1項、第62条第1項及び第2項、第63条、＜妊産婦関係＞第64条の2（第1号に係る部分に限る）、第64条の3第1項、第65条、第66条、第67条第2項（※労働者派遣法第44条（第4項を除く）の規定により適用する場合を含む）。
職業安定法	＜労働条件等の明示＞第5条の3第1項（労働者の募集を行う者に係る部分に限る）、第2項及び第3項、第5条の4第1項（労働者の募集を行う者に係る部分に限る）及び第2項（労働者の募集を行う者に係る部分に限る）、＜求職者等の個人情報の取扱い＞第5条の5（労働者の募集を行う者に係る部分に限る）、＜求人者の申込み時の報告＞第5条の6第3項、＜委託募集＞第36条、＜労働者募集に係る報酬受領・供与の禁止＞第39条（労働者の募集を行う者に係る部分に限る）、第40条、＜労働争議への不介入＞第42条の2において読み替えて準用する法第20条（労働者の募集を行う者に係る部分に限る）、＜秘密を守る義務＞第51条（労働者の募集を行う者に係る部分に限る）
最低賃金法	第4条第1項
労働施策総合推進法	第30条の2第1項及び第2項（第30条の5第2項及び第30条の6第2項において準用する場合を含む） （※第30条の2第1項の規定を労働者派遣法第47条の4の規定により適用する場合を含む）。
男女雇用機会均等法	第5条から第7条、第9条第1項から第3項、第11条第1項及び第2項（第11条の3第2項、第17条第2項及び第18条第2項において準用する場合を含む）、第11条の3第1項、第12条及び第13条第1項 （※労働者派遣法第47条の2の規定により適用する場合を含む）。
育児・介護休業法	第6条第1項、第9条の3第1項、第10条、第12条第1項、第16条（第16条の4及び第16条の7において準用する場合を含む）、第16条の3第1項、第16条の6第1項、第16条の8第1項（第16条の9第1項において準用する場合を含む）、第16条の10、第17条第1項（第18条第1項において準用する場合を含む）、第18条の2、第19条第1項（第20条第1項において準用する場合を含む）、第20条の2、第21条第2項、第23条第1項から第3項まで、第23条の2、第25条第1項及び第2項（第52条の4第2項及び第52条の5第2項において準用する場合を含む）及び第26条 （※労働者派遣法第47条の3の規定により適用する場合を含む）。

事業主のみなさまへ!

パワハラ (労働施策総合推進法 第30条の2)

セクハラ (男女雇用機会均等法 第11条)

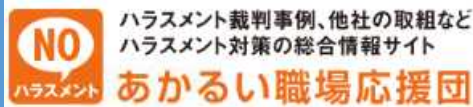
マタハラ (男女雇用機会均等法 第11条の3)

育・介ハラスメント (育児・介護休業法 第25条)

ハラスメント対策お役立ち情報

あかるい職場応援団 <https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

ハラスメント関係資料ダウンロード、裁判例、動画で学ぶハラスメント、セミナー案内等のハラスメント対策の総合情報発信中!



「労働者の方」、
「管理職の方」、
「人事担当の方」
それぞれの分類した
お役立ち情報を
掲載しています!!

豊富な
VR動画

他にもセミナーや
企業への支援に関する
案内を掲載しています

社内掲示用の
ポスター、リーフレット、
研修用の資料等を
ダウンロードできます!

茨城労働局ホームページ

厚生労働省 茨城労働局

就業規則記載例、社内周知リーフレットをダウンロードしてお使いいただけます!

▼ 茨城労働局のハラスメント対応事例の掲載ページ

https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/roudoukyoku/gyoumu_naiyou/koyoukankyou_inf/syokuba_harassment.html



茨城労働局
働く人の安心、安全、安定のページです。



規定や社内掲示物等の例が加工可能媒体で
掲載されています

▼ 対応事例のリーフレット例

～社内の見やすい場所に掲示してください～

法律の水準を確保した
内容が盛り込まれてい
ます!

ハラスメントは許しません!

- 職場におけるハラスメントは、労働者の個人としての尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であるとともに、労働者の能力の有効な発揮を妨げ、また、会社にとっても職場秩序や業務の遂行を阻害し、社会的評価に影響を与える問題です。
- 我が社は下記のハラスメント行為を許しません。
<パワーハラスメント> <セクシュアルハラスメント> <妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント> (男性)
- この方針の対象は、正社員、派遣社員、パート・アルバイト等当社において働いているすべての労働者です。
- 社員がハラスメントを行った場合、就業規則第△条「懲戒の事由」第1項、第2項に当たることとなり、処分されることがあります。
- 相談窓口**
職場におけるハラスメントに関する相談(苦情を含む)窓口担当者は次の者です。電話、メールでの相談も受け付けますので、一人で悩まずにご相談ください。
〇〇課 〇〇〇(内線〇〇、メールアドレス〇〇〇〇)(女性)
△△課 △△△(内線△△、メールアドレス△△△△)(男性)
相談には公平に、相談者だけでなく行為者についても、プライバシーを守って対応しますので安心してご相談ください。
- 相談者はもちろん、事実関係の確認に協力した方に不利益な取扱いはいりません。
- 相談を受けた場合には、事実関係を迅速かつ正確に確認し、事実が確認できた場合には、被害者に対する配慮のための措置及び行為者に対する措置を講じます。また、再発防止策を講じる等適切に対処します。

茨城労働局雇用環境・均等室 〒310-8511 水戸市宮町1-8-31 ☎029-277-8295

URL <https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/home.html>



08横断-R05.01

障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。

この法定雇用率の引上げと、障害者雇用の支援策の強化についてお知らせいたします。

Point

①

障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。（令和6年4月以降）

	令和5年度		令和6年4月		令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3%	⇒	2.5%	⇒	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上		40.0人以上		37.5人以上

▶ **障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。**

- ◆ 毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）

Point

②

除外率が引き下げられます。（令和7年4月以降）

除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられ、令和7年4月1日から以下のように変わります。（現在除外率が10%以下の業種については除外率制度の対象外となります。）

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	5%
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業（信書便事業を含む）	10%
・港湾運送業 ・警備業	15%
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	20%
・林業（狩猟業を除く）	25%
・金属鉱業 ・児童福祉事業	30%
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	35%
・石炭・亜炭鉱業	40%
・道路旅客運送業 ・小学校	45%
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	50%
・船員等による船舶運航等の事業	70%

Point

③

障害者雇用における障害者の算定方法が変更となります。

▶ **精神障害者の算定特例の延長（令和5年4月以降）。**

週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、当分の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく、1カウントとして算定できるようになります。

▶ **一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定（令和6年4月以降）。**

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになります。



労働委員会の窓から

令和5年8月1日～令和5年9月30日

労働委員会は、中立・公正な立場で、労使紛争の解決に向けて争議の調整や不当労働行為の審査などを行っています。労働組合や使用者だけでなく、労働者個人で利用できるあっせん制度もありますので、是非ご利用ください。

🍷 今期の事件の状況

🍊 審査事件

(労働組合又は労働者からの申立てにより、不当労働行為に該当するかどうかを判定し、該当する場合救済を図る制度)

-当該期間中に新規申立てはありませんでした。
係属中の事件は2件です。

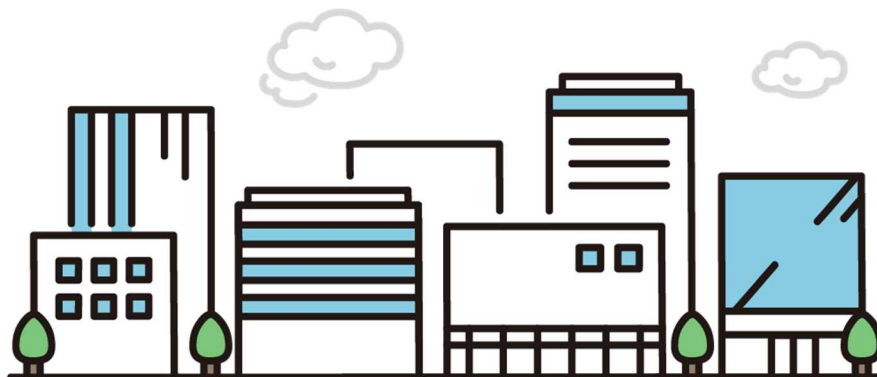
🍪 調整事件

(労働組合と使用者との間の紛争について話し合いにより解決を図る制度)

-当該期間中に新規申請はありませんでした。
1件が終結し、係属中の事件はありません。

【終結事件の概要】

事件名	業種	申請年月日 申請者区分	調整事項	終結状況
R 5 (調) 第3号争議	運輸業	R 5. 6. 28 労働組合	団体交渉における 確認事項の遵守	令和5年8月24日、被申請者のあっせんに応じない意思が明確になったためあっせん不開始とし、本件争議は終結した。



🍊 個別あっせん事件 (個々の労働者と使用者との間の紛争について話し合いにより解決を図る制度)

・・・当該期間中に新規申請が**2件**ありました。
1件が終結し、**2件**が係属中です。

【終結事件の概要】

事件名	業種	申請年月日 申請者区分	あっせん事項	終結状況
R 5 (個) 第 2 号事件	教育、 学習支援業	R 5 . 4 . 26 使用者	労働契約の 合意解除	令和 5 年 8 月 4 日、申請者が あっせんの必要がなくなった として、あっせん申請を取り 下げた。 (終結までの所要日数101日)

【新規事件の概要】

事件名	業種	申請年月日 申請者区分	あっせん事項
R 5 (個) 第 3 号事件	小売業	R 5 . 9 . 6 労働者	① 私傷病による自然退職の撤回及び復職 ② パワハラ・セクハラの再発防止 ③ 公平な人事上の取扱い ④ 復職がかなわない場合には解決金
R 5 (個) 第 4 号事件	製造業	R 5 . 9 . 7 労働者	解雇による解決金の請求

🍎 労働委員会講座

● 公益事業における争議行為の予告通知 ●

公益事業の関係当事者が争議行為をするには、労働関係調整法第 37 条第 1 項の規定に基づき、争議行為をしようとする日の少なくとも 10 日前までに、労働委員会及び厚生労働大臣又は知事にその旨を通知しなければなりません。

この規定に違反して争議行為を行うと、10 万円以下の罰金が科せられる場合があります。

なお、公益事業とは次に掲げる事業であって、県民の日常生活に欠くことのできないものをいいます。

ア 運輸事業

イ 郵便、信書便又は電気通信の事業

ウ 水道、電気又はガスの供給の事業

エ 医療又は公衆衛生の事業



【お問い合わせ先】茨城県労働委員会事務局

〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6

TEL 029-301-5563 (総務調整課)、029-301-5568 (審査課)

E-mail roudoui@pref.ibaraki.lg.jp

URL <https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/roudoui/index.html>

～労使紛争の迅速・的確な解決を目指します～

茨城労働Seed

11月号 第738号

茨城県産業戦略部労働政策課

〒310-8555 水戸市笠原町978番6

令和5年11月発行 TEL 029-301-3635

<https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo>

[/rosei/rodo/seed/index.html](https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/seed/index.html)